

古代レトリック再考 (一)

——ローマ世界における法廷実践の観点から——

栗 辻 悠

目 次

- I はじめに
- II 法廷実践とレトリック
- III 法学とレトリック (以上, 本号)
- IV 本格的検討に向けて——模擬弁論研究を題材に——
- V おわりに

I はじめに

古代における弁論活動の先進地域であったギリシアに生まれ、その後共和政期のローマに渡ってはキケローに代表される大弁論家 orator を得て、大いに栄えた古代レトリックという術 ars は、古代世界において最も重要な学芸としての地位を占めていた。それから長い時を経て、独立の分野としての存在感はもはや失ってしまった現代においても、レトリックは様々な観点から研究され続けている。とりわけ近年 (20世紀半ば以降) における研究の活況には目を見張るものがあり、近代以降のアカデミアからの蔑視によって一度は死に絶えた領域とさえ考えられたレトリックが、あたかも古代における活力を取り戻したかのような観さえある¹⁾。

しかし学問の細分化と専門化が進んだ現代にあつては、それらの研究は多くの異なった専門領域 (古典学はもちろんのこと、近年の研究の活況に多大な影

1) 近年の研究の活況を示すものとして、例えば日本では菅野盾樹 (編) 『レトリック論を学ぶ人のために』 (世界思想社, 2007年) が様々な研究分野のレトリックを扱っており興味深い。古代レトリックについては、同書中の4-24頁に収録された平野敏彦「弁論術としてのレトリック」をとりわけ参照。

響を与えた言語学、ほかにも史学、哲学、法学、教育学、音楽学など、その例は枚挙に暇がない)に跨って蓄積されており、その全てに精通した現代版の orator などは生まれ得なくなっているように思われる。レトリックという学芸が独立した地歩を失って久しいにもかかわらず(あるいは逆説的に、まさにそのことのゆえに)、あまりに多くの研究者が、千差万別の興味関心から、多種多様な分析手法を用いてレトリックという題材を取り扱っているからである。ところで、レトリック＝「修辞」学という(近現代の一般的用語法においては当然視されがちな)狭い定義に縛られることなく、古代レトリックが本来有していた広がり鑑みるならば、この錯綜した状況は当然の帰結とも考えられる²⁾。古代レトリックは、単に言葉を飾る技術には限定されず、「よく語る術 *ars bene dicendi*」としばしば言い換えられるほどに広大な守備範囲を有していた³⁾。人間の知的活動の大部分が結局のところ言語を通じて行われるものであることを考えるならば、古代から生き続ける学芸としてのレトリックは、あらゆる分野からの関心を惹きつける潜在力を有しているのである。

しかしながら、まさにその点において、古代レトリックを題材とする研究を企図する者にとって重大な問題が立ち現れる。すなわち、どの分野の、どの範囲までの研究蓄積が自らの研究にとって意義を有するのか、容易に判定できなくなっているということである。あらゆる分野にわたる先行研究とその利用する史料群を網羅することはもはや到底不可能である一方で、複数領域にまたがる学問的成果の検討が必須であるという現在の状況に鑑みれば、自らの研究目

2) 古代レトリックの五部門(発想 *inventio*、配列 *dispositio*、修辞 *elocutio*、記憶 *memoria*、発表 *pronuntiatio*)を想起するだけでも、修辞の技術という側面がごく一部に過ぎなかったことが理解される。すなわち、何を語るかを発見し構想し、その内容をどういう順序・構造で語るかを決定し、どのような言葉をもって語ることで説得性を持たせるかを考え、それらの内容を確実に記憶し、さらに実際の弁論の場に適した声や所作を身につける、といった総合的な語りの技術こそが古代レトリックであった。以上の点につき、平野敏彦「レトリック研究の予備知識」*広島法学*15巻3号(1992年)21-47頁をも参照。

3) 古代においてこの表現が用いられた代表的な例として、*Quint. Inst.* 2. 14. 5, 2. 17. 37 等を参照。

的に照らした適切妥当な視野の限定が不可欠である。そのためには、まず自らの研究が古代レトリックの広大な守備範囲のうちのどのような側面を解明しようとするものであるのかを明確にし、次にそれに基づいて特に関係が深いと判断される重要な先行研究をピックアップし、それとともに利用することが求められる史料についても的を絞っていかねばならない。

ここでまず研究対象の設定について述べるならば、筆者は既に、ローマ帝政後期において弁護人の有していた資質としてのレトリックに関して、その理論が彼らの活動にいかなる意義を有しえたかという観点から検討を加えたことがある⁴⁾。その目的意識は、先行研究の不足しているローマ帝政後期のレトリックに的を絞って、その実践的な意義を考察するということにあった。それゆえにここでは、帝政後期における教科書的なレトリック文献史料とそれに関係する先行研究に直接の検討対象を限定した⁵⁾。しかし、レトリックの伝統が古代ローマ世界において共和政後期以降の長きにわたって生き続けたものであったことに鑑みれば、帝政後期の文献のみを検討するというのでは（確かにそれはそれとして独自の意義もあるとはいえ）不十分であったように思われる。実際、帝政後期の重要なレトリック文献には、キケローの著作をはじめとする前の時代のレトリック文献への注釈書も含まれており⁶⁾、さらにはそれ以外の著作にも前の時代のレトリック理論からの強い影響が見て取れることは、先行研究でも既に指摘されている⁷⁾。また拙稿においては、弁護人が帝政後期に必ず

4) 粟辻悠「古代ローマ帝政後期における弁護人（二）」法学論叢175巻2号（2014年）66-97頁、とりわけ76-86頁。

5) 同、77-78頁を参照。

6) 例えば Humfress, *Orthodoxy and the Courts in Late Antiquity*, Oxford, 2007, p. 110 に挙げられた文献を参照。

7) 例えば、A. Reuter, 'Untersuchungen zu den römischen Technographen Fortunatian, Julius Victor, Capella und Sulpitius Victor', *Hermes* 28. Bd., H. 1, 1893, pp. 73-134 が古典的な著作である。ただし、そこにおいて帝政後期のレトリックに対して投げかけられる典型的な低評価に対しては、疑問をさしはさむ余地がある。例えば、冒頭における彼のコメントを見よ。「……これらの著者には個性がない。彼らは、その時代に存在していたものとしての伝統の担い手でしかない。それゆえに、各著作の先頭に記されている名前（＝帝政後期のレトリック

しも根本的な変質を被ることなくレトリックの資質に基づいて活動し続けていた、という分析をも加えていた⁸⁾。その結論を維持するのであればなおのこと、レトリックの資質がローマ世界の法廷実践において何故にそれほどの長きにわたって、しかも裁判制度においても様々な変化が存在したにもかかわらず⁹⁾、有用であり「続けた」のかという問いが重要になろう。その問いを解明するためには、先行研究の少ない帝政後期のレトリック文献に関する検討のみにとどまることなく、直接的には帝政後期よりも前の時代に関わる重要な先行研究にも視野を広げて、ローマ世界におけるレトリックが法廷実践において有しえた意義をより深く分析する必要があるだろう。その中でも本稿ではとりわけ、前回の検討との接続に留意して、レトリック「理論」の有用性という観点から、帝政期を中心として検討を加えることとしたい。そのため、共和政期にまで対象を広げたならば視界に入ってくる（キケローの）法廷弁論史料の分析は、直接の対象からは除外しておくこととする¹⁰⁾。

では、以上のような検討にとって重要な先行研究や関連史料は、どこに求められるのか。実のところ、その問いに答えることこそが、本稿の具体的な課題となる。多くの場合、ある先行研究なり史料なりがどんな理由で検討の対象として選定されているのかという問いに対する答えは、それほど長大なものには

ㄨ 著作の著者名)を考慮することなく、まさしく伝統そのものであるその内容物を、先行する伝承との関連性を明らかにするために分析的に観察するという我々の行為を、それらの著者には甘受してもらうほかない……」帝政後期のレトリック文献には独自性など存在せず、その内容は前の時代の偉大な弁論家（あるいはその教師）の無批判な承継に過ぎない、という軽視がそこには見出される。

8) 粟辻「弁護人(二)」86-91頁。

9) 例えば、陪審制度の共和政後期における隆盛とその後の衰退、方式書訴訟と職権審理手続の間での比重の移動及び官僚的「裁判官」の増加など、教科書レベルの知見においても重要な変化は数多い。

10) 当然ながら、それに関連する記述を全く参照しないという意味ではなく、中心的な課題として弁論それ自体の分析を扱うことはない、ということとどまる。なお、補足的な理由として、帝政期以降のレトリック実践を取り扱う上では、キケローの弁論集に相当する法廷弁論史料がそもそも存在しないため、その研究の成果が活用しにくいという問題もある。

ならないかもしれない。しかし、こと古代レトリックに関しては、先に指摘したような諸研究の錯綜した状況にあって、いかなる先行研究や史料群がいかなる理由で自らの研究に用いられるべきであるのかということ、丁寧な跡付ける価値が存するように思われる。そこで、まずは異論なく利用が承認されであろう先行研究群、すなわち法廷実践とレトリックとの関係を直接に検討した諸研究について分析を加え、そこで明らかにされてきたことと積み残されていることを明確にしてみたい。それにより、本稿の問題意識からすればどのような先行研究や史料群がさらに必要とされるのか、ということが明らかになってくるであろう。

II 法廷実践とレトリック

1. 序 論

古代レトリックの主要な分野（の一つ）が法廷弁論であったことは、そのギリシアにおける誕生以来の歴史を見通してみても、おそらくは疑いなく承認されるであろう¹¹⁾。とりわけローマ世界においては、キケローやクイーンティリアヌスによる代表的な著作の内容からも見て取れる通り、レトリック理論においても法廷弁論に関する記述の占める割合は非常に大きい¹²⁾。しかしながら、レトリック理論の説くところがローマ世界の法廷実践において具体的にどのような形で役立ちえたのかという検討は、法廷弁論に関する記述が古代のレトリック著作の中に占めていた割合と比較すれば、必ずしも十分に行われてきた

11) よく知られた、審議弁論と法廷弁論と演示弁論という三分法も、そのことを示している。この点について近年、その分類の淵源にさかのぼった研究が現れており、参考になる。C. Pepe, *The Genres of Rhetorical Speeches in Greek and Roman Antiquity*, Leiden, 2013.

12) キケローやクイーンティリアヌスの著作については、ここで詳細に指摘するまでもなからう。また、伝統的なバイアスから研究史上は見落とされがちであったが、帝政後期の著作についても同様の評価が妥当することは、既に指摘されている。M. C. Leff, 'The Material of the Art in the Latin Handbooks of the Fourth Century A.D.', in: B. Vickers (ed.), *Rhetoric Revalued*, New York, 1982, pp. 71-78 を参照。

とはいえない¹³⁾。その原因の一つは、史料状況の問題である。例えば、レトリックの理論と実践を繋ぐ史料として重要な実際の法廷弁論については、キケローの弁論集を除いては、ローマ世界におけるものは後世に殆ど史料として残されていない¹⁴⁾。それゆえに、キケロー後のレトリックの実践的意義を検討することはとりわけ困難だったわけである。また、法廷の実践を分析するには法(学)の専門知識が要求される、という(それ自体は不当とまでは言えない)先入観もあって、具体的な分析を加える試みがためらわれてきたことも原因に挙げられよう¹⁵⁾。しかも、他方において法学者の側からは、レトリックという領域に対して軽視や蔑視、あるいは無視といったネガティブな態度が往々にして取られてきたために、検討が必ずしも熱心に進められてこなかったという経緯もある¹⁶⁾。

近年、冒頭でも述べたようなレトリックに関する研究の蓄積もあって、古代レトリックの総合的な見取り図を提供しうる著作が複数現れてきているが、そこでも法廷実践とのかかわりを具体的に引き上げた部分が必ずしも大きくないことが、この文脈において注目される¹⁷⁾。例えば「ローマレトリック必携」の

-
- 13) これに対して、単に「レトリックを学んだ者が法廷で活躍した」というレベルの事実については証明も比較的容易であり、「法廷の実務家が法律家に占められた」という先入観が支配していた帝政後期ローマ世界などの例外を除けば、検討にも不足は生じにくい。
- 14) 部分的に重要な弁論関係史料としては、例えば法廷での弁論を記録したと考えられるパピルス史料があるが、これにもさまざまな限定性が存在する。後註72も参照。
- 15) のちに具体的な検討の中で、レトリックの研究者によってこの「ためらい」が表現された例を示すことになる。例えば後註122を参照。
- 16) このような態度を示す代表例が、例えば Schulz による記述である。Schulz, *History of Roman Legal Science*, Oxford, 1946, esp. pp. 54f. に対して、レトリックの意義を法学または(法制史)の立場から真剣に検討する学問潮流も存在することは事実である(後述Ⅲ)。しかし、基本的にはそこで登場してくる論者も「レトリックが法学に与えた影響」という枠組みで思考しており、レトリックそれ自体の実践的意義という問題は、第一義的には念頭にない。
- 17) W. Dominik and J. Hall (ed.), *A Companion to Roman Rhetoric*, 2007 と、I. Worthington (ed.), *A Companion to Greek Rhetoric*, 2007 を、それぞれ代表的な「必携」書として挙げておく。とりわけ前者においては、法廷実践におけるレ

インデックスを手元を開き、傍らにクイーンティリアヌスの『弁論家の教育』を並べて見比べてみれば、一目瞭然であろう。

ただし、個別的な研究に目を向けたときには、共和政後期については研究の蓄積が例外的に大きい。レトリックの作家としても法廷弁護人としても名高かったキケローの弁論集を含む著作群が、圧倒的に有用な史料を提供しているからである¹⁸⁾。その弁論集は、彼の理論家としての側面を考え合わせれば、まさしくレトリック理論の法廷における実践の例とみなされうるものであり¹⁹⁾、いかなる角度から分析を加えてもレトリック研究として評されうるという意味で、研究者にとって宝の山とも呼べるものである。法廷弁論集そのものは本稿の直接の対象ではないために、これ以上の深入りはせずにとどめておくが、キケローの活躍した共和政後期が、レトリックと法廷実践の関係を研究する者にとって際立って幸福な時代であることは指摘しておいてよからう。

しかしながら、光が強いほどに影も濃くなるのが道理であり、とりわけ20世紀前半までは、帝政期（あるいはキケロー後の時代、と称する方が適切かもしれ

▽トリックに明示的に捧げられた章がそもそも見当たらない（もちろん、内容的に関連する記述は随所に存在するが）。これより前、Porter の編纂した Handbook においても同様の状況であることを思えば、これは単なる偶然ではないであろう。S. E. Porter, *Handbook of Classical Rhetoric in the Hellenistic Period, 330 B.C. - A.D. 400*, Leiden, 1997. また、法廷がレトリックの活躍の場であることはあまりにも自明であるために、一章を割くまでもなかったのだという弁明もありえようが、「必携」書の使命が何であるかということを考えるならば、さほど説得的ではなからう。

18) 法学者の立場からも注目を受けてきたことは、既に F. Wieacker, *Cicero als Advokat*, Berlin, 1965 のような著作からも読み取れる（必ずしも高い評価が下されているとは言えない部分も少なくないが）。最近でも、J. Powell and J. Peterson (ed.), *Cicero the Advocate*, Oxford, 2004 という論文集は、法廷の弁護人キケローに関する様々な側面からの新たな研究成果を示している。これらの著作においては、（本稿における直接の検討対象ではない）法廷弁論史料の検討が中心的な役割を果たしていることが示唆的である。

19) ただし、彼自身が現実の弁論においてどれだけ（自らの）理論に忠実であったかということは、もちろん別の問題である。またもちろん、弁論集に収録された「弁論」と現実に行われた弁論の差異の問題も周知の通りであるが、その点は弁論集の価値それ自体を損なうものではなからう。

れない) についての研究は極めて低調であった。その理由の一つとしてしばしば指摘されるのは、共和政後期における政治的な弁論の自由が帝政期には失われ、弁論活動全体が衰退した、という学説史上伝統的であった認識である²⁰⁾。しかしそれのみならず、キケローという稀有な理論家かつ実践家を失ったローマにおいて、レトリックの理論と実践の直接の結びつきを証しする史料が残されなくなっていったことこそが、おそらくは帝政期レトリックを軽視する共通理解の形成にとって重大であった。もしも、帝政期の大理論家クイーンティリアーヌスの法廷弁論が史料として残されていたならば、帝政期レトリックの法廷実践に関する研究状況は全く異なっていたであろう、とさえ考えられる²¹⁾。しかし現実にはそうはならず、共和政後期の「自由な弁論」が成立した社会状況とレトリックの繁栄が結びつけられ、帝政期レトリックの有用性は見過ごされていったのである。これは、古代レトリックの意義それ自体に大きな先入観を植えつける原因でもあった。(政治的に) 何の制約も受けないことで初めて真価を發揮する詭弁術、という側面が本質視されがちとなったからである。

以上のような大きな障害の中で、とりわけ20世紀半ばごろから、法廷弁論史料の絶えたキケロー後も含めて、元来利用可能であった史料の再解釈や新たな史料の開拓によりつつ、徐々に古代レトリックへの再評価が進められてきた。本稿では、先人によるその努力の成果を跡付けつつ、そこにおいて分析が進め

20) この認識は、多くの同時代人が様々な著述で表明している評価に依拠したものであり、後世の人間の単なる推測に基づくものではなかったということに、問題の根深さがあった。タキトゥス『対話篇』における記述はその代表例である。また、帝政期におけるレトリックの世界で最大の人物であるクイーンティリアーヌスにも、早い時期に弁論の衰退の原因について執筆した著作が存在したことが伝わっている(テキストは失われた)。Quint. *Inst.* 6 pr. 3. また、共和政後期の法廷弁論の有する(ことのできた)政治性についても、しばしば議論された。当時の社会状況にも深い考察を加えた近年の重要な貢献として、J.-M. David, *Le patronat judiciaire au dernier siècle de la République romaine*, Rome, 1992 も参照。

21) クイーンティリアーヌスが弁護人としての経歴を有し、成功を収めていたことが伝えられているからこそなおのこと、この史料の欠落は惜しまれる。クイーンティリアーヌスの弁護人としての活動については、Quint. *Inst.* 4. 1. 19, 6. 1. 39, 7. 2. 73, 9. 2. 73 に言及がある。

られたことと進められなかったことを切り分け、我々が検討していくべき課題を浮き彫りにしていこうと考える。

2. 20世紀半ば——先駆的な業績群

1945年に出版された、帝政前期におけるレトリックの実践的意義を強調した Parks の著作は、この分野における伝統的な閉塞状況から脱するにおいて、バイオニアとしての意義を有するものであった²²⁾。この著作は、帝政期以降のレトリックと法廷実践との関係を考える上では、現在もなお検討を避けて通れないものである。さらに踏み込んで述べるならば、その後の研究史において、既に Parks によって指摘されていることが再び記述されているにすぎない場合も見られるために²³⁾、彼の著作を丁寧に検討しておくことが結局のところ最善の方策と考えられるという状況がある。そこで以下では、本稿の問題意識に基づいて、改めて彼の著作を読み解いてみたい。

Parks はこの著作の前半部で、帝政前期の法廷において弁護活動がなおも重要な役割を果たし続けていたことを主張する²⁴⁾。弁護人の活動の舞台となりえ

22) E. P. Parks, *The Roman Rhetorical Schools as a Preparation for the Courts under the Early Empire*, Baltimore, 1945. 後に紹介する、古代レトリックの果たした実践的役割を再評価する20世紀末以降の研究潮流の中で、ほぼ共通して取り上げられる最重要の先行研究としては、これが最も古いものとみなしてよいように思われる。

23) しかもその際、記述は往々にして断片的であり、明示的な引用が必ずしもなされるわけではない。今となっては無益な粗探しになりかねないため、ここでは具体的な指摘は控えておき、その状況を引き起こした原因と推測される事柄について一言述べておくにとどめる。すなわち、Parks の著述には彼と同時代の研究者によって必ずしも受け入れられなかった部分があり、そのために後の研究史上で十分な注意を払われていない例が見られるということである。後に他の著作についても指摘することであるが、批判対象の著作に対して部分的な論駁に成功した（と思ひ込んだ）ことが、当該著作中のその他の記述をも軽視する態度を呼び込み、そこでなされていた有益な検討さえも埋もれさせてしまう弊害が研究史上少なからず見られるように思われる。

24) Parks, *Rhetorical Schools*, p. 21-60. 著作全体のおよそ三分之一を占める量であるが、本稿とのかかわりは間接的にとどまる部分が多い。

た訴訟事件の数が帝政前期にはますます増加したことを指摘しつつ²⁵⁾、よく知られたタキトゥスや小セネカの叙述から引き出された通説的な図式、すなわち「共和政の終焉による弁論の衰退」という図式が、政治弁論ならざる法廷の弁護活動においては必ずしも妥当しないということ、様々な史料的根拠（軽視されていた史料の再評価や、タキトゥスらによる悲観的叙述の再解釈が含まれる）を挙げつつ具体的に論じている²⁶⁾。本稿の問題意識と直接的に関わるころではない部分もあるが、法廷の実践を取り巻く当時の時代背景を考える上では、これらの検討もまた有意義なものである。

本稿の問題意識にとっては、後半部分における検討がさらに具体的な重要性を有する。そこにおいて Parks は、前半部における検討成果を前提としつつ、法廷での弁論活動に向けた準備としてのレトリック教育の意義について、詳細に議論を展開していくからである。Parks がとりわけ着目したのは、ローマ世界でのレトリック教育において集大成として位置づけられていた模擬弁論 *declamatio* の実践的な意義である²⁷⁾。そこにおいて生徒は、修得したレトリックの技能を活用しつつ、与えられた題材について実際に弁論を構成し、発表する訓練を行っていた²⁸⁾。また模擬弁論のうち、特に法廷弁論を模したものは模擬法廷弁論 *controversia* と称され、そこで生徒は与えられた題材について原告あるいは被告の立場を選択し、その立場にとって有利な弁論を構成し、

25) *Ibid.*, pp. 24 ff, esp. 54-56.

26) 例えば、Tac. *Dial.* 31 等の述べる政治的な弁論の衰退は、必ずしも法廷弁論の衰退を意味しないとする指摘として、Parks, *Rhetorical Schools*, p. 31。これはとりわけ、タキトゥスをはじめとする同時代人の記述に従って形成された、学説上の先入観を打破することを目指したものであった。

27) 当時の研究状況において重要な貢献として、大セネカの著作の一部を英訳していることも、彼の主たる関心の所在を示している。Parks, *Rhetorical Schools*, pp. 69-78.

28) *Ibid.*, p. 62 が、それについて簡潔に説明している。さらに、当時の時代状況を含めたより専門的な説明としては、Bonner によるものを挙げておく。S.F. Bonner, *Roman Declamation*, Liverpool, 1969, pp. 27-50。模擬弁論をめぐる学説史には独特の広がりがあり、本稿の問題意識にとっても重要であるため、その詳細については後述する。

発表するものとされていた。

以上の概説的な描写を一見したところ、模擬弁論はレトリックに基づく教育として、法廷における実践との接続を担うものであったように思われるが、模擬弁論を中心とする当時のレトリック教育の実践性に対しては、学説上極めて低い評価が下されていた²⁹⁾。その背景には、先にも述べたように同時代人によるレトリックへの様々な低評価が存在したのであるが、Parks はそのそれぞれに対して著作の随所で反論を試みている。まず、同時代人による低評価の一例として、帝政前期の知識人の間で頻繁に開催されていた模擬弁論の「発表会」が無益な活動としてしばしば批判されていた³⁰⁾。しかし Parks の解釈によれば、そのような発表会は日常的教育活動とは区別されるべき、教育課程を終えた知識人による一種の余暇活動であって、それに対する低評価は必ずしも模擬弁論の教育的価値には影響しないとされる³¹⁾。

そしてさらに、帝政前期の著述家による模擬弁論の低評価の中心部分を占める、題材の非現実性という問題についても、Parks は一節を設けて議論している³²⁾。帝政前期の複数の著述家と、それに依拠して展開されてきた伝統的な議論によれば、模擬弁論においてしばしば採用されている典型的な題材には、独裁者の殺害や海賊に関する事件、毒殺事件、姦通事件などがあるところ、それらは帝政前期の社会における現実の問題との繋がりが薄く、同時代における法廷実践のための訓練にはなりえないものと捉えられていた³³⁾。しかし Parks

29) Parks, *Rhetorical Schools*, pp. 15-18 における学説の整理を参照。

30) 大セネカの模擬弁論集には、随所にこれに関わる記述が存在する。また、Plin. *Ep.* 2. 3; Suet. *Aug.* 89 等も参照。

31) Parks, *Rhetorical Schools*, pp. 63-65, 67. また p. 63, n. 5 においては、その両者を十分に区別していない（と彼が指摘する）先行研究に対して批判を加えている。

32) *Ibid.*, pp. 88 ff.

33) 同時代人によるそのような低評価として、ペトロニウスやタキトゥスによるものが本文中で引用され（Petronius, *Sat.* 1, Tac. *Dial.* 35）、また大セネカやペルシウス、ユウェナリスの著作も脚註で挙げられている。Parks, *Rhetorical Schools*, p. 88. ペトロニウスの著作における批判については五之治昌比呂「ペトロニウス『サテュリコン』における修辞学教育批判」西洋古典論集15巻（1998年）72-94頁が詳細にわたって分析している。

は、これについても以下のように反駁する。第一に、それらの題材が本当に当時の社会において全く非現実的なものだったのか、当時における歴史記述等の史料から読み取れる範囲では、疑問の余地があるとする³⁴⁾。次に、たとえ非現実的な題材であったことを認めたとしても、模擬弁論という訓練の目的は説得的な議論の立て方を学ぶことにこそあるのだから、現実から離れたテーマを用いたとしても中心的な教育効果は必ずしも損なわれない、とする³⁵⁾。また、テーマに非現実的な部分が見られることの実証的な理由も Parks は考察しており、当時の人々の文芸的な好みに合わせて、興味を惹きやすい題材を用いることで、自らの教室の生徒を確保するという動機がありうると主張している³⁶⁾。

Parks は、伝統的な低評価に対して以上のような形で反駁するのみならず、レトリックの実践的な重要性につながる長所をも積極的に指摘している。例えば、原告と被告のいずれの立場からも筋の通った弁論を構成できるように、事実や法規範についてそれぞれに有利な解釈を組み立てる訓練がなされたということ³⁷⁾、法律のみにとどまらず衡平 *aequitas* という論拠に基づいて弁論する枠組みをレトリックが提供できたということ³⁸⁾、当時における弁論は依然として法学者の仕事とは区別されていたところ、その重要な要素は弁論の美しさや感情的な訴えかけにあったのであり、それを担当したのがまさしくレトリック教育であったこと³⁹⁾、などがそれである。そして、実際的な有用性を重んじた

34) *Ibid.*, pp. 90 f. この点について Parks は、タキトゥスの『年代記』をはじめとする当時の歴史記述にみられる例をいくつか注記しているほか、*Quint. Inst.* 7. 4. 11 を本文中に引用して、レトリック教育における題材と法廷における実際の事件との関連性を示す証言の一つとしている。

35) Parks, *Rhetorical Schools*, pp. 92-94.

36) *Ibid.*, pp. 96 f. この推測は、ペトロニウスの作品中の記述に拠っている。
Petronius, Sat. 3.

37) Parks, *Rhetorical Schools*, pp. 80-83.

38) *Ibid.*, pp. 78 f.

39) *Ibid.*, pp. 92 f. また、「当時の法廷における結論は、議論のみに基づいてではなく、裁判担当者の文芸的好みを楽しませる弁護人の能力にも基づいて勝ち取られるものなのだ」と主張する *ibid.*, p. 56 も、同根の主張であろう。

ローマ人がレトリック教育を重視し続けたのは、これらのニーズがあつたのことだったと考えられるべきであり、伝統的に学説上主張されてきたような、現実から遊離した教室学問などという評価はおよそ当てはまらない、と結論する⁴⁰⁾。

以上のように、Parks は先行研究に反駁しつつ、模擬弁論が有していた実践的な意義を再評価し、レトリック教育が当時の法廷において活躍するための準備として実際に有用なものであったと主張したわけである。

続いて1940年代末には、Parks が主たる題材とした模擬弁論について、今日まで基本的な文献として参照され続ける重要な著作が登場する。1949年に初版が出版された、Bonner の *Roman Declamation* である⁴¹⁾。この著作については、本稿の後半部での模擬弁論に関する検討において再び取り上げることになるが、ここでは Parks の所説との関係に焦点を当てて紹介しておく必要がある。Bonner は随所で Parks の所説への評価を明らかにしたうえで、複数の論点について自らの意見をも表明しているため、同時期におけるレトリックの専門家による Parks の所説への反応としても、彼の著作は最も重要かつ有意義なものと考えてよいであろうからである⁴²⁾。

そこにみられる Bonner の態度は、総論的には Parks の所説に同調しつつ、各論的には種々の疑問を呈する、というものである⁴³⁾。とりわけ彼が批判的に指摘しているのは、Parks がレトリック教育の重要性を強調しようとするあまり、その明白な欠点についても無理な擁護を試みているという点である⁴⁴⁾。例

40) *Ibid.*, pp. 94 f.

41) 既に前註28において掲げている著作であるが、そこにおける発行年表記（1969年）は第二版（最新版）のものであることを一応注記しておく。

42) ただし、一応注意を喚起しておくべきこととして、Bonner 本人のコメントによるならば、少なくとも初版が出された時点においては、Parks の著作を子細に検討するだけの時間的余裕はなかったようである。Bonner, *Declamation*, p. 39, n. 2. それでも実質的に見れば、論ずべき重要な点については十分に検討しているように思われる。

43) その態度が典型的に表れているのが、例えば前註42において掲げた部分である。

44) この点の指摘については、Parks の著作に対する書評とも軌を一にしているところであろう。例えば B. Henri による書評 (*Revue belge de philologie et d'histoire*, 25, n. 3, pp. 650-651) を参照。

えばクイーンティリアヌスの引用に関連して、Parks は「システム全体を白塗りしてしまう whitewash 傾向がある」と Bonner は指摘している⁴⁵⁾。特に彼が問題視したのは、帝政前期において、現実と乖離した装飾過多な言葉の遊戯にふける模擬弁論家が少なからず存在したこと自体は否定されえないにもかかわらず、その存在をことさらに過小視する（ように見える）Parks の姿勢であろう⁴⁶⁾。また、模擬弁論の題材とローマ法との繋がりを重視する Bonner の立場からは、法学とレトリック教育との断絶、あるいは法学者と弁護人との断絶を前提として、レトリックが法廷実践に向けた「唯一つの」教育を提供したとするかのような Parks の所論には、行き過ぎの感を覚えたようである⁴⁷⁾。

他方で、両者が意見を同じくしている具体的な論点としては、例えば衡平 *aequitas* という発想に基づく議論の組み立てが教えられていたことをレトリック教育の特長として強調している、という点が挙げられる⁴⁸⁾。またレトリック教育を高く評価する方向において、Bonner に特徴的な叙述としては、レトリック教育の論理的な要素（後に紹介する争点 *status* 論や、模擬弁論における分割 *divisio* が具体例として挙げられている）の存在を指摘したことを見逃すことはできない⁴⁹⁾。ただし、彼の主要な論点としてはむしろ、模擬弁論の題材とローマ法との繋がりを詳細な検討に基づいて指摘し、模擬弁論の題材はおおよそ非現実的なものである、という図式に反駁したということが注目される⁵⁰⁾。そのため後の研究史でも、もっぱら模擬弁論とローマ法とのかわり

45) Bonner, *Declamation*, p. 71.

46) この点に関して、Parks の著作に対する批判を明示しているのが、Bonner, *Declamation*, p. 49 である。

47) *Ibid.*, p. 45.

48) *Ibid.*, p. 46 f. ただし、Parks において少なくとも明示されてはいなかった、後に紹介する Stroux の著作への参照が明確になされている点に違いはある。これは、法（学）という分野への Bonner の志向が現れた結果であると思われる。

49) Bonner, *Declamation*, pp. 13-16, 40 f. ただしこれについても、Parks に全く存在しなかった視点とまでは言えない。Parks, *Rhetorical Schools*, p. 113 では、「法廷弁論のための論理的な訓練」という文言が用いられている。なお、争点論については、後註119等をさしあたり参照。分割については、後述IVで詳しく取り上げる。

50) この点についての具体的な検討は、Bonner, *Declamation*, pp. 85-132 にあり、↗

いう研究の文脈において彼の著作は取り上げられることとなった。とはいえ、ローマのレトリック教育の実践性の検討という文脈においても、研究史上に位置づけられるべき著作であることは確かである。ローマ法との関係の指摘ばかりが目されがちであるが、20世紀半ばというこの時期において、模擬弁論家たちの非現実的な傾向は認めながらも同時に模擬弁論における論理的な要素にも着目したことは、慧眼と評してよからうからである⁵¹⁾。

しかし、1940年代に現れたこれらの先駆的業績も、本稿の問題意識と関連する範囲においては、必ずしもその後の研究潮流をリードしていくものにはならなかった。そのことを示す顕著な例の一つ（あるいは、反対の潮流を形成しさえしたかもしれない著作）とみられるのが、ローマにおけるレトリックの歴史の見事な見取り図を提供して大きな影響力を獲得した、Clarke による著名な概説書 *Rhetoric at Rome* である⁵²⁾。初版が1953年、第二版が1966年に出版されたこの著作では、帝政期における法廷に向けた教育としてのレトリックの実践的意義に対して、きわめて厳しい評価が下されている⁵³⁾。同時代人によるレトリックの衰退という評価を正面から受け止め、またとりわけ模擬弁論の非現実性や空虚な文飾への傾倒ぶりを指摘して⁵⁴⁾、帝政期におけるレトリックのあ

↘これが Bonner の論述の中心部分を占めていることは疑いない。Bonner はこの部分以外にも随所で、法廷弁論の題材の現実とのつながりを強調するコメントを残している。例えば p. 25, pp. 34 f. などである。

51) ただし、後にそれらの論理的な要素に着目する必要性を唱えた Winterbottom らによっては、Bonner のこの慧眼は評価されず、もっぱらローマ法との関係のみを論じたかのような扱いを受けている。後註64を参照。確かに、記述の割合からすれば、Bonner の重点がローマ法との関係の指摘に存したことは事実であろうから、やむを得ない部分もあろうか。

52) M. L. Clarke, *Rhetoric at Rome*, London and New York, 1996 (3rd ed.).

53) 「キケローの死とともに、ローマの弁論の偉大なる伝統は終焉を迎えた」という堂々たる導入文で始まる帝政期レトリックの概観は、Clarke による消極的な評価で満たされている。Clarke, *Rhetoric*, pp. 100-108. 特に教育という側面については、*ibid.*, p. 104 が、クイーンティリアヌスら古代の著述家を引用しつつ、「弁論の衰退」の原因に「悪い教育システム」を挙げてさえる。

54) *Ibid.*, pp. 85-99 は、模擬弁論に一章を割いているが、その章を通じて終始批判的なトーンを貫いている。興味深いことに、1996年の第三版において改訂を担

りように対して批判的な姿勢を貫いている。ローマのレトリックの歴史的概観を提供するという著作の性質上、研究文献への言及は多くはなく、Parks らが試みた帝政期レトリックに対する再評価がどの程度 Clarke の念頭に置かれていたのかは明らかでない。むしろ Clarke の批判的な論調には、法廷におけるレトリックを有害な雑草 *noisome weed* と称した法学者 Schulz の評価と響きあう部分さえ感じられるところがある⁵⁵⁾。

いずれにせよ、レトリック研究の主流において、帝政期の模擬弁論をはじめとするレトリック（教育）の実践的意義を認めることに対して消極的な態度が変更されなかったのは確かであり、この著作はその意味でまさしく象徴的な意義を有するものであった。それゆえに、20世紀末以降のレトリックの再評価の文脈において、この著作は（もともとは半世紀近く前に出版されているにもかかわらず）「レトリックの実践的価値を認めない相手方」による評価として、しばしば引用されることとなったのである⁵⁶⁾。

その一方で、後述する通り法学の世界においては、レトリックの法学への影響に関する議論は盛り上がりを見せていたが⁵⁷⁾、そのような動きはレトリックそれ自体に関する研究とは当時必ずしも結びつかなかった（それどころか最近の研究においても、参考文献一覧などから窺い知れる限りでは、レトリック研究と「レトリックと法学」の研究は、いまだに分断されがちな傾向にある⁵⁸⁾）。

↘当し（本文には実質的な変更は加えられていない）、巻頭に導入の文章を付け加えた D.H. Berry の論調は、Clarke 本人とはいささか異なっている。彼は、本稿でも紹介する Winterbottom の著作を引用しつつ、模擬弁論の教育的価値を認めているのである。 *Ibid.*, xv (Introduction to the Third Edition).

55) *Ibid.*, pp. 63 ff. では、レトリックに基づく法廷弁論においてはしばしば「関連性のない *irrelevant*」主張が見られると評価されている。これはキケロー時代のレトリックに関する章における記述でもあり、彼のレトリックに対する評価それ自体が法廷という文脈においては必ずしも高くないことをうかがわせる。Schulz の著述については、前註16を参照。

56) 典型的なのが、1995年の Crook の著作による随所における引用である。

57) Bonner, *Declamation*, pp. 47 f. も、既にその状況について明示的に言及しており、彼の法（学）的な興味関心のありようを示している。

58) 例えば、後に紹介する Heath の研究においては、法廷に関する問題意識が非

レトリックの実践的な意義に関する議論は、キケローのように弁論それ自体を史料として用いることのできる例外的な対象に関するものを除けば、下火となってしまった。

3. 20世紀末における大転換へ——Crook の影響力

1970年代に入ると、法廷実践とのかかわりに着目するレトリック研究において、重要な貢献が現れてくる。特に注目されるべきは、古典学者の Winterbottom であった。まず彼は大セネカの模擬弁論の英訳 (Loeb 版) の導入部分において、既にその実践的な意義を認める姿勢を窺わせていた⁵⁹⁾。そしてその後、1982年に出版された (その名もまさに) *Rhetoric Revalued* という論集において、レトリック教育と法廷実践との関わりについて、20世紀末以降の展開を先取りするような論考を彼は発表している⁶⁰⁾。ももとは報告集であった⁶¹⁾というこの著作の性質上、論考の脚註に先行研究が詳細に挙げられているわけではないために不明瞭なところはあるが、Winterbottom はおそらく先に紹介したような学説の展開を踏まえつつ、注目されることの少なかった新たな論点を提起している。彼が主張するには、模擬弁論をはじめとするレトリック教育において、議論の枠組みを構成することを教える部分に着目がされねばならない。レトリックが教える内容としてしばしば強調されてきた巧みな表現 (修辞) という要素は、その論理的な議論の枠組みの上に肉付けされるものであると位置付け、根本となる枠組みの部分をもより重視すべきことを指摘したのである⁶²⁾。

↘常に明瞭であるにもかかわらず、(ローマ) 法学に関する先行研究は殆ど参考文献として挙げられていない。

59) Winterbottom, *The Elder Seneca I*, London, 1974, xi-xii (Introduction). そこで彼は、直接には (伝) クイーンティリアヌスの小模擬弁論集についてその意義を指摘している。この段階で既に、後に彼が強調することになる「議論の枠組み」としてのレトリック教育の重要性が含意されているように思われることは興味深い。

60) Winterbottom, *Schoolroom and Courtroom*, in: B. Vickers (ed.), *Rhetoric Revalued*, New York, 1982, pp. 59-70.

61) Vickers, p. 9 (Introduction).

62) Winterbottom, *Schoolroom*, pp. 63-66.

彼はさらに、模擬弁論の欠点としてしばしば言及される（そして Bonner がある程度否定しようと試みた）「非現実性」についても、Bonner の戦術とは異なって、その性質を正面から認めたくて、逆にそれを肯定的に評価する道を開こうとする。すなわち、議論の枠組みを教えることがレトリック教育の重要な目標であった以上は、その枠組みを用いて縦横に議論を展開させることが第一に求められるのであり、そのためには実在の法文や事件はむしろ邪魔になるという。実在の法をもとに議論せねばならないのであれば、その正しさを担保するために、詳細について不必要に調査せねばならなくなるからである⁶³⁾。

これらの主張は、レトリックの中に含まれる論理的な要素への着目という意味では、既に Bonner にも部分的にみられていたものではあるが、特に題材の非現実性にさえもレトリック教育の固有の意義を認めるという方向性を打ち出した点において新規性があった⁶⁴⁾。彼による（伝）クィンティリアヌス『小模擬弁論集』の校訂本の導入部分における記述とも併せて、この点は後の議論にも影響を与えることになった⁶⁵⁾。

Winterbottom はさらに、Innes と共同で、帝政後期のギリシア語世界に属するレトリック学者のソーパトロスの著作（これもまた、模擬弁論の一種（亜種）として位置づけうるものである）に膨大な註釈を付した著作を出版したが、そこに付された導入部分の記述もまた彼の上記の主張と響きあうものであり、レトリックが論理的な議論に資するための技術でもあったという側面が強調されている⁶⁶⁾。

63) *Ibid.*, p. 65.

64) *Ibid.*, n. 35 は Bonner を明示的に引用し、模擬弁論とローマ法との関係を探る試みの意義は認めつつも、本文で紹介したような、仮想の法が用いられることの積極的意義を無視するものであるとして批判している。ただし、前註51における指摘も参照。

65) Winterbottom, *The Minor Declamations Ascribed to Quintilian*, Berlin, 1984, XVI-XIX (Introduction).

66) Innes and Winterbottom, *Sopatros the Rhetor*, London, 1989. この著作は第一義的には優れた校訂と註釈の営みであるが、本稿における議論との関係では、pp. 1-20 の導入部分、とりわけ pp. 1-6 における議論（発想 *inventio* に関する部分

しかし彼もまた、法廷実践を専門とする研究者というわけではなく、問題提起と展望というレベルを超えてこの課題を具体的に追求することはなかった。そのため、法廷での実践とのかかわりでレトリック著作を具体的に分析するという仕事は、後の世代に残された課題となった⁶⁷⁾。

1995年になって、古代ローマにおける法廷実践に関わる研究史において記念碑的な意味を有する、Crook の研究が登場した⁶⁸⁾。Crook はこの著作で、本稿でも紹介してきた諸研究や、後に紹介するレトリックと法学に関する諸研究も含め⁶⁹⁾、レトリックに関する様々な学説上の再評価の試みを幅広く援用しつつ、ローマ世界における法的弁護の意義を解明するという目的に向けて論証を重ねた。その中で当然ながら、レトリックの実践的意義もしばしば強調されており、それに関連する部分はとりわけ本稿の問題意識にとっても重要性が高い。

彼の著作においてとりわけ新規性の認められる部分は、当時の法廷における弁論の様子を読み取ることができる多くのパピルス史料に基づいて、帝政期のローマ世界における法廷実践を解明しようと試みたところにある⁷⁰⁾。そこで Crook は、パピルス史料の主たる出土地であるエジプトの法廷を舞台として、当事者のために立った弁護人が、相手方の弁護人のみならず双方当事者や裁判官とも交わされた活発なやり取りの中で、レトリックの技芸を（ときに巧みに、

ゝまで)を参照。

67) 例えば大セネカの著作について Winterbottom 自身も、「法的なテキストと用語法に精通した人によって研究されることが強く望まれる」と述べていた。Winterbottom, *Schoolroom*, p. 67.

68) J. A. Crook, *Legal Advocacy in the Roman World*, Ithaca, 1995.

69) ただしこの研究群については、それほどに活発な議論がなされている様子を示すことによって、レトリックという分野を読者がよりポジティブに受け取ってくれるようにする目的で紹介したものである、と彼は述べている。すなわち、それらの学説が正当か否かという点について、具体的な検討の対象としているわけではない。*Ibid.*, pp. 28 f. を参照。

70) *Ibid.*, pp. 58-118. そこで用いられたパピルス史料の性質等については、特に pp. 58-69 を参照。

ときに不器用に)用いつつ、弁護を行っていたさまを具体的に描き出している。これは、弁護人による日々の活動のあり方に光を当てた研究成果であると同時に、レトリック研究という側面からしても、法廷弁論集が残されていないという史料上の困難を乗り越え、帝政期レトリックが現実に働いていた場面を再現しようとする重要な試みであった。

もちろんパピルス史料のみならず、Parks も行ったような伝統的文献史料の再評価に基づいて、ローマ世界においてレトリックに基づく弁護が依然として帝政期（特に、帝政前期）にも繁栄していたことを示そうとした点も重要である⁷¹⁾。パピルス史料には、その出土地域の限定性、個別の事案を記録したという性質からくる射程の限定性といった問題もあり、全体像を描くための史料としては限界があるからである⁷²⁾。

では Crook は、具体的にレトリックのいかなる内容が法廷での実践にとって有意義であったと考えたのか。Crook 自身が最も重要視したと思われるポイントは、法廷における議論に支えられた法秩序が帝政前期にも繁栄し続けたというところにあり、またその繁栄を支えた基礎がレトリックに存した、という大きな図式にある⁷³⁾。個別具体的にレトリック理論のどの部分がどのように役立ったかという各論にはこだわらず、当時の法廷において議論による紛争解決を成り立たせていた総合的な技芸として、Crook はレトリックを高く評価した。彼は、往々にして法学がレトリックに比して一方的に高い価値を与えられてきたことをたびたび批判している。ローマの弁護人はときに法学を武器の一つとしては用いつつも、本質的には聴き手を説得するための技芸であるレトリックにこそ依拠して、法廷における議論の実践を支え続け、当時の法秩序の形成・維持に貢献していたのだと考えたのである。

ただし、そこにおいて彼は、Winterbottom が重視したような議論の枠組み

71) *Ibid.*, pp. 119-171, レトリック文献や理論との関係ではとりわけ, pp. 163-171.

72) *Ibid.*, pp. 7 f.

73) *Ibid.*, pp. 196 f. そこにおいて、帝政後期にはその伝統が途絶えたかのような図式をも描いている（留保付きではあるが）ことが、後に Humfress らによって問題視されることにもなった。

といった論理的な要素について本格的な論述をしているわけではなく⁷⁴⁾、むしろ当時の社会において議論の中で重要とみなされていた修辞や感情的な訴えかけ、また意図的な脱線の技術⁷⁵⁾といった要素に対して、レトリックにまさに特徴的な内容として高い評価を与えている⁷⁶⁾。

確かに、それらの要素に低い評価を与えてきたこと自体が、近代的な「論理性」を法廷実践や法秩序の要素として過度に重視しがちであった、学説の（とりわけ法学者の）バイアスによるものだったであろう。Parks は既にそのバイアスに潜む問題性を（意図的であったか否かは措くとして）指摘していたともみられるわけであるが、それにパピルスを含めた多くの史料の裏付けを加えて、そのバイアスの問題性とレトリックの有用性を Crook がさらに強力に基礎づけたと整理することもできよう。古代レトリックの全体像の把握としても、それがまさしく「よく語る術」という広い守備範囲を有するものである以上、Crook のこの着眼点は正当なものであるといえる。ただ、レトリック理論の具体的な検討の必要性という観点からは、積み残された課題があるとしても誤りではない。Crook は、レトリック著作における個別具体的な教育内容を題材として詳細な分析を加える、という方向に論述を掘り下げていないこともまた事実だからである⁷⁷⁾。

74) 例えば、この点をレトリック理論に即して論じる上では避けて通ることのできないであろう争点論について、彼はまとまった記述を行っていない。

75) とりわけ Crook, *Advocacy*, p. 140 を参照。

76) パピルス史料の検討においても、Crook が「レトリック的」と称するものの多くは、修辞的な文章構成や技巧的な表現、あるいは感情への訴えかけに関わっている。*Ibid.*, pp. 61（「要約には不要なはずの、レトリック的で論争的な要素」がパピルスには記録されている、という記述）、66（レトリック的訓練の痕跡を、罵倒や感情への訴えかけといった要素に見出す）、68（「パピルスの記録はレトリック的で感情的なものであり」という記述）などがその例である。

77) Crook において、レトリックの教材（模擬弁論とクイーンティリアーヌス）について最もまとまった記述を行っているのは先に挙げた *ibid.*, pp. 163-171 であるが、まさにそこの表題には「補遺 *Excursus*」と掲げられている。それ以外の場所では、レトリック著作それ自体がまとまった形で検討されることは基本的にない（もちろん、部分的に有益な議論は随所で行われているが）。

Crook はむしろ、教科書的な著作における技術的な記述や、模擬弁論の果たした役割の評価については冷淡な態度も見せている。特に、模擬弁論の題材となった法文のローマ法学からの乖離と、その意味における「非現実性」については、法学者の厳密な用語法から見た不正確さに着目して厳しい見解を示している⁷⁸⁾。ただしそれも、必ずしも古代におけるレトリック教育への全面的な非難というわけではない⁷⁹⁾。例えば模擬法廷弁論について、それがパピルス史料に現われるような「現実」とは異なっていることは指摘しつつも、「議論の一般的な力」を養うための道具としての有用性は認めている⁸⁰⁾。そのような見るならば、レトリック教育の有用性を一般的には認めつつ、その個別具体的な意義の解明は今後の研究に委ねた部分もあるように思われる。

そして実際に、レトリック著作の具体的な教育内容に着目し、法廷実践におけるレトリックの意義を個別具体的に解明する試みは、Crook 以後の研究において徐々に見られるようになる。例えば、帝政前期のローマ市における法廷実践を対象とする著作の一部において、クイーンティリアヌスの著作を題材に、とりわけ弁論の発表の部門について、その理論の意義を分析したのが Bablitz である⁸¹⁾。レトリック著作の具体的な内容に関する彼女の検討は、身

78) *Ibid.*, pp. 163-167 を参照。また、J. A. Crook, 'Once again the Controversiae and Roman Law', *Prudentia*, 1993, pp. 68-76 において、そのような姿勢は既に明確に表れていた。

79) Crook, *Advocacy*, pp. 167-171 におけるクイーンティリアヌスに対する基本的な高い評価を見よ。

80) *Ibid.*, p. 165. また p. 167 では、レトリック研究の方向性について、レトリックの教師が生徒に対して「法律家的なやり方 a lawyerlike way で議論すること」を教えようとしていた、という痕跡を求める検討の方が、(従前なされていたような)ローマ法の痕跡をレトリック著作の中に求める検討よりも優れている、とも述べている。A lawyerlike way という表現の真意は俄かには測りかねるところもあるが(彼の著作中、lawyerという単語はそもそも弁護人を示すものとしては使われていない)、おそらくはローマ法それ自体の知識の問題ではなく、法廷における議論を成り立たせるような思考枠組みの習得について述べているのではないかと思われる。

81) L. Bablitz, *Actors and Audience in the Roman Courtroom*, New York, 2007. ただし彼女の著作も、レトリック文献の分析自体を中心に据えたものではない。↗

振りや手振りから法廷での立ち位置に至るまで、様々な発表技術に関する教育内容に及び⁸²⁾、また弁護が行われる前の準備作業についても、クイーンティリアースヌらの記述を詳しく分析して、当時の実務の一側面を詳細に明らかにしている⁸³⁾。そこには、当事者からの事情の聴き取り、証拠の吟味、当事者や証人との打ち合わせといった、きわめて実践的な内容が含まれており、当時における弁論の論理的な構成を知るうえでの一助となろう。ただし彼女のレトリック文献に対する関心は、その書名が既に示している通り、法廷で（比喩的な意味も当然含まれるが）「演じる」という要素にあるように思われる。そのため彼女の分析においては、Winterbottom が検討の不足を嘆いたところである、レトリックにおける弁論の枠組みを形成する技術それ自体については、直接の関心事となっていないようである。

この弁論の枠組みという論理的な要素について、Crook の議論とも呼応しつつ、むしろレトリック理論それ自体（とりわけ、ギリシアレトリック）の研究という出発点から、その実践的な意義についても検討の手を伸ばしたのが Heath である。彼は元来、ヘルモゲネースの著作をはじめとするギリシア語圏のレトリックにおける争点論の検討の第一人者であったが⁸⁴⁾、レトリック学

↘法廷の重要な構成要素である弁護人について様々な側面から分析を加える中で、その一つの側面としてレトリック著作を用いているということである。

82) *Ibid.*, pp. 186-192. 「弁護人の武器」という副題が付されており、現実の法廷で有用と考えられる様々な技術について述べられている。また、この発表の技術が用いられる場所であるところの法廷について、その場所的・空間的な配置を考古学の知見も活用しながらきわめて詳細に分析しているのが、彼女の著作の白眉でもある。*Ibid.*, pp. 13-71.

83) *Ibid.*, pp. 170 ff. ただし注意が必要であるのは、ここで述べられている様々な技術は、ほかのレトリック文献には基本的に見られないものであり、優れた弁護人でもあったクイーンティリアースヌに固有の教育内容とみなされるべき部分も少なくないであろう、ということである。そのことは、第一義的にはレトリックの中心的な教育内容の分析を念頭に置いている本稿にとって、とりわけ見過ごしがたい意味を持つ。

84) M. Heath, *Hermogenes On Issues*, Oxford, 1995 は、紀元後のギリシアレトリックにおいて争点論を扱ったヘルモゲネースの重要な著作について、英訳と詳細な註釈を施した研究書である。ただしこの時点では、法廷実践に対してレト

者メナンドロスの著作を詳細に検討した2004年の単著においては⁸⁵⁾、さらに帝政期（2世紀から5世紀ごろまで）の法廷におけるレトリックの実践的な有用性という観点に着目し、争点論をはじめとするレトリック理論が論理的な弁論の組み立て技術として有した意義を強調した⁸⁶⁾。彼のそのような態度は、部分的には、論理的要素を重視すべしとする Winterbottom らによる指摘の影響を受けていると思われる。それに加えて彼自身が、2世紀から3世紀のギリシアレトリックにおける争点論のさらなる精緻化についてきわめて詳細に分析していた結果、その理論の実践的な意義をも探求しようとする姿勢に繋がっていったとも考えられる。

そして Heath はその具体的な検討において、Parks らの主張にもかかわらず依然としてしばしば法廷での実践的意義が否定されがちであった⁸⁷⁾（Heath 自身が嘆いているように⁸⁸⁾、Crook でさえ部分的には冷淡な態度を示した）模擬弁論の価値をも、弁論の論理的な組み立ての訓練としての有効性という観点から、積極的に見直そうと試みている⁸⁹⁾。彼は、古代の著述家による模擬弁論に対する批判は否定的なものというよりも建設的なもので、「どのようにす

レトリック理論が有する意義に関しては、必ずしも直接的な検討がなされていたわけではない。

85) M. Heath, *Menander: A Rhetor in Context*, Oxford, 2004.

86) *Ibid.*, pp. 277 ff.

87) Heath は、20世紀末以降の複数の先行研究を引用しつつ、史料の根拠を示してそれに反駁する形で議論を進める。そこで対象となった学説は主として P. A. Brunt, 'The Bubble of the Second Sophistic', *BICS* 39, 1994, pp. 25-52 や M. Imber, 'Practised Speech: Oral and Written Conventions in Roman Declamation', in: J. Watson (ed.), *Speaking Volumes: Orality and Literacy in the Greek and Roman World*, 2004, pp. 199-216 であるが、それらの題名からも既にうかがい知れるところのある通り、それらの研究がそもそも法廷という場をどれほど具体的にイメージして議論していたものであるのか疑わしい。法廷という世界が、法学等の特殊な技能を必要とするところであるというイメージが先行している一方で、Heath の指摘するようなレトリックの論理的要素があまりに軽視されてきていたように思われる。

88) Heath, *Menander*, p. 302 n. 51.

89) *Ibid.*, pp. 299-308. とりわけ p. 305 において、「議論の技術及び枠組み」への着目が先行研究に決定的に不足していることを端的に指摘している。

ればよいのか how to do it」を指摘するものだったとし、往々にして額面通りに批判を捉えてきた後世の学説に反論している。

また、Crook と同様にパピルス史料における法廷実践に着目し、とりわけ争点論の観点からいくつかの史料を分析している点も注目される⁹⁰⁾。パピルス史料は往々にして断片的であり、弁論の論理的な構成を完全な形で知することは難しいが、争点論に関連して、「パピルスにおいて観察できる議論の技術と、理論的な教科書において推奨されている技術との間に、多くの関連性が存在する⁹¹⁾」という検討成果が得られたとしていることは、それ自体として重要であろう⁹²⁾。

ただしこれらの新たな試みにおいても、個別的には多くの重要な指摘が存在するとはいえ、レトリック理論の実践的有用性に関するまとまった論述の形には組み上げられておらず、その意味で Winterbottom 以来の問題提起には完全に答えられているわけではない。この著作でも、本稿で紹介していない前半部分ではレトリック理論に関して文献史料の綿密な分析は加えられているが、法廷実践との繋がりについて具体的な分析はなされておらず、逆に後半部分の、例えば上記の模擬弁論に関する部分には、具体的な模擬弁論史料の分析が含まれていない⁹³⁾。最も有益なものとしてはパピルス史料の検討が挙げられようが、個別の事案を記録した文書というその史料の性質上、かなり射程の限定された検討にとどまっている⁹⁴⁾。

90) *Ibid.*, pp. 309-317.

91) *Ibid.*, p. 318.

92) ただし *ibid.*, pp. 318 ff. では、レトリックと法廷実践の結びつきを探るという目的から、彼は必ずしもその結果には満足しておらず、さらに「法廷の実践（弁護活動）がレトリック理論に影響を与えた」という逆の事例を探求することで、両者のさらに緊密な架橋を図っている。しかしその論点は、本稿の直接の対象とはならないであろう。

93) ただしもちろん、彼は争点論の詳細かつ精密な分析において世界的にも他の追随を許さない存在であり、そのような深い理解を有する彼自身としては、争点論の実践的意義について確固たる見通しが存する可能性はある。しかし少なくとも、それが他者から読み取れる状態には未だ整えられていない、ということもまた確かである。

94) 前註72をも参照（Crook による指摘）。

以上における分析の不足を異なった角度から補うものとして、ローマ世界の法廷という歴史的な脈から離れたところで Heath はユニークな試みを行っている。すなわち、現代の学生を対象としてレトリック理論（とりわけ争点論）の教育的な意義を具体的に検討するという目的で、模擬弁論を題材に用いた議論の教育を行い、その成果について報告しているのである⁹⁵⁾。既に古代のような形でのレトリック教育が行われなくなっている現代においても、Heath としては論理的な議論の構成にとつての模擬弁論教育の意義を確信する結果が得られたようである⁹⁶⁾。もちろん、この結果が古代世界における模擬弁論の意義の解明にどこまで（あるいは、そもそもどのような）意味を持つかについては見解が分かればよいが、実証的な議論のきわめて困難なこの領域において、興味深い試みであることは間違いなからう。

さらにその後、Bablitz と同時期に、Humfress が帝政後期の法廷実践についてレトリックの意義を大いに強調し、Crook においても十分に評価されていなかったこの時期のレトリックの実践について、積極的な再評価を進めた⁹⁷⁾。彼女は、部分的に帝政後期にあたる時代をも扱っていた Heath の著作も参照しつつ、争点論の実践的な意義について議論を行っている。特に彼女は法学者らしい着目点から、生の事実を法的な主張として構成する枠組みとしてレトリックにおける争点論が機能することを主張した⁹⁸⁾。

また、帝政後期になって争点論の中で独立の地位を確保した *exceptio* という争点について、Heath の議論をも参照しつつ、これはローマ法における抗弁という制度とレトリック理論の相互関係を示すものとして重視されるべきであると⁹⁹⁾。また、模擬弁論の意義についても、帝政後期においても模擬弁

95) M. Heath, 'Teaching Rhetorical Argument Today', in: J. Powell (ed.), *Logos: Rational Argument in Classical Rhetoric*, London, 2007, pp. 105-122.

96) *Ibid.*, pp. 119 ff.

97) Humfress, *Orthodoxy*. (註6において既に掲げている)

98) *Ibid.*, p. 113.

99) *Ibid.*, p. 115. 法学の観点ではなく、異なる争点も含むが、日本における類似の指摘として、田中創「ローマ帝政後期のギリシア修辞学と法学・ラテン語教育」西洋史研究新輯第41号（2012年）1-30頁、とりわけ18-19頁。

論の有用性を認める史料上の記述があることを紹介しつつ、好意的に論じている¹⁰⁰⁾。レトリック再評価の潮流から往々にして切り離されがちであった帝政後期について、断絶だけでなく前の時代からの連続的な流れをも捉えうとするのが彼女の全体的な論旨であるが、その視点は非常に重要なものであると考えられる。

ただし彼女の検討の主眼は、そのようにレトリックの教育を受けた弁護人ははじめとする実務家が、ローマ法の形成に主体的な役割を果たしたという点にあった¹⁰¹⁾。すなわち、帝政後期の官僚的な、創造性に欠けた上意下達の法形成という伝統的な図式に異を唱え、法廷実践から法が生まれてくるという側面を捉えようとしたのである。その中でレトリックという技芸それ自体の実践的意義は、必ずしも主たる検討対象となっているわけではなく、法の世界があくまでも主役となっている。そのことと関連すると思われるのが、レトリック著作それ自体を検討している例の少なさである。レトリック著作に関する検討と銘打たれた節においても、具体的に引用されて検討されているのは、むしろ当時の人々によるレトリックの評価や位置づけを読み取ることのできる部分であった。当時の読者や生徒が法廷実践において活用しえただろう、技術的な内容に踏み込んで検討する例は多くない¹⁰²⁾。これは検討の不足というよりは、検討目的の違いを意味するであろう。はじめに紹介したようなレトリック研究の錯綜状況においては、珍しくない現象である。「レトリックの有用性」という短い言葉にさえ、内容の一致はなかなか見られないのである。

Humfress は2015年にも、法人類学に関連する研究成果として、法学との関係で、(概念法学への批判とともに)レトリックの重要性を強調する著作も世

100) *Ibid.*, p. 112.

101) すなわち, Crook, *Advocacy*, p. 196 も認めていた(ように思われる)官僚制下における法の硬直化, といったテーゼに反対する立場から, 帝政後期における法形成の新たな像を提出することが彼女の重要な目標であった。Humfress, *Orthodoxy*, pp. 27 f. における視点を参照。また, 帝政後期の弁護人について Crook の見方に疑問を呈している pp. 95 f. も参照。

102) Humfress, *Orthodoxy*, pp. 106-115 がその部分であるが, 理論的・技術的な内容については, 本文で紹介した記述以外にめばしいものはさほど見られない。

に問うている¹⁰³⁾。しかしこれは、その前半が概念法学への批判に関する記述で占められていることからわかる通り、本稿の問題意識からすればむしろ次章のグループ（法学とレトリック）に属する著作というべきであろうから、後に改めて紹介することとする。

4. 評 価

以上において検討してきた学説の状況から、まず前提として共有されてきていると思われるのは、共和政後期のみならず帝政前期、さらには帝政後期に至るまで、ローマにおいて盛んであり続けた法廷実践のための訓練として、レトリック（の教育）が有用なものであったという概括的な認識である。Parks の先駆的業績にはじまり Crook の著作に至って、少なくとも帝政前期までの状況については相当程度に実証が進んだと考えられるし、また帝政後期についても、Heath, Humfress らの努力によってレトリックの有用性が論証されてきているからである¹⁰⁴⁾。それゆえ、残された重要な問題は、繰り返しになるが、レトリックが法廷実践にいかように役立ちえたのかという具体的な認識の部分であろう。そのレベルに至ると、例えば模擬弁論の実践性について見られる通り「レトリックの有用性」という概括的な認識は共有する論者の間でも、様々な評価に分かれるトピックが現れてくるからである。

現時点までの古代レトリックの再評価において、主として強調され分析の対象となってきたのは、レトリックに含まれる修辞の要素に代表される巧みな言語の操作や、感情への訴えかけ、弁論の現場での挙措などの重要性であった¹⁰⁵⁾。これらの要素は、伝統的な考え方からすれば、レトリックに対して向

103) C. Humfress, 'Telling Story About (Roman) Law: Rules and Concepts in Legal Discourse', in: P. Dresch and Judith Scheele (ed.), *Legalism: Rules and Categories*, Oxford, 2015, pp. 79-104. 彼女の述べるところによれば、人類学に従って法を枠づけし直すということは、「法的レトリックを真剣に受け止める」ことを意味するという。Ibid., p. 79.

104) Heath, *Menander*; Humfress, *Orthodoxy* における該当部分を参照。また栗辻「弁護人（二）」も、その有用性を具体的に示そうとした試みではあった。

105) 上記において紹介してきた様々な学説、その中でもとりわけ Parks, Crook ↗

ける非難の論拠とさえなっていたものであり、少なくとも近代的な観点に基づくならば「非法的」あるいは「非論理的」な要素であった。そして、そのような要素に対する再評価の動きは、ローマにおける法廷実践に対する近代的バイアスを通じた断定的な評価への反省としばしば結びついていたように思われる¹⁰⁶⁾。すなわち、法廷におけるローマ法（学）の役割への過大評価や、「法廷での議論は可能な限り論理的になされるべし」とする価値判断をローマ世界における法廷実践へと無批判に当てはめてきたことが問題視され、そういった価値観に縛られずに判断すべきことが説かれたという側面がある。

上述の論点は、確かに重要である。法廷の実践において、法（学）と論理のみが決定的な役割を果たすべきであるという暗黙の前提は、論理にとどまらない総合的な説得の技芸としてのレトリックの影響力が強大なものであり続けたローマ世界には、少なくとも妥当しない¹⁰⁷⁾。また Crook も指摘するように、古代ローマの法（学）はその守備範囲に偏りがあり、法廷で問題となるあらゆる事柄を包摂できるようなものではなかった¹⁰⁸⁾。そうすると、広大な弁論活動全体を守備範囲としていたレトリックを正面から再評価しなければ、当時の法廷実践を正しく把握できないことは間違いない。少し見方を変えるならば、たとえ論理的な議論の構成という役割を法学に譲ったとしても、レトリックが（例えば Schulz が主張するような）「有害な雑草」になってしまうと考える必要はなく、むしろそこに残されたものにこそ豊かな領域が広がっている、とも考えられるということである。

しかし以上のような論点の限定は、法学と役割の重なりうるレトリックの論理的な要素について、軽視することにつながるという側面もある。それに関連

↘ら、法廷における実践を中心的な主題として扱っていた著作を参照。また、Babltitz による貢献も重要である。

106) 既に Parks においてそのような傾向が見られ、とりわけ Crook が様々な新しい学説を踏まえて存分に論じたところである。

107) ただし当然ながら、近現代の法廷であればそのような見方が妥当する、ということにもならない。

108) Crook, *Advocacy*, pp. 46-57 を参照。とりわけ公法領域の不足が指摘されている。

して引用されてきたのが、レトリックの役割に関するクインティリアーナスのコメントである。「〈人柄に関する〉事実を語るだけならば、どんな無知な者にも可能であり、不十分です。たいていの場合これらを自分に都合のよいように、拡大したり、縮小したりせねばなりません。まさにこれこそが、弁論家の仕事であり、事実そのものは弁論の要件に属しています¹⁰⁹⁾」と彼は述べており、この部分は事実を（論理的に）語ることよりも修辞を重視する弁論家の態度を象徴的に示すものとして取り上げられてきた。しかしこのような評価は、その本来の文脈が訴訟の相手方の人柄に対する攻撃という限定的なものであることもさることながら、そもそも論理的な要素に対する評価のさまたげになるものでもない。事実を単に羅列することと、訴訟において重要な論点となる事実を発見し、弁論の要素として論理的に構成することは全く異なるものだからである。また、クインティリアーナス自身、論理的な要素についてきわめて多くの論述を残している¹¹⁰⁾。例えば争点論について多くの著述を行った第七巻においては、クインティリアーナスは、「ところが、雄弁による名声に執着する大多数の人たちは、単に見栄えのするだけか立証にまったく役立たない章句に満足しています」と批判し、弁論の組み立てについても意を尽くすべきとする考えを示す。このように、それぞれの箇所においてそこで論じることの重要性をまさに「弁論家」として雄弁に彼は強調しているのであり、その各々の評価の文言に振り回されてはならない。全体像を把握するにはむしろ、全体的な記述の量が重要であろうが、それに関しては、論理的な要素の占める割合は他のレトリック文献においても共通して大きいものと見てよからう¹¹¹⁾。その

109) Quint. *Inst.* 4. 1. 15. この部分を引用しているのは、例えば Parks, *Rhetorical Schools*, p. 94. 邦訳は、森谷宇一・戸高和弘・渡辺浩司・伊達立晶（訳）『弁論家の教育 2』京都大学学術出版会（2009）128-129頁によった（ただし、代名詞 haec の訳としての「人柄に関する事実」という部分のうち、前文を受けた補いと考えられる「人柄に関する」の部分括弧に入れた）。

110) 例えば Quint. *Inst.* の第七巻は、ほぼすべてが争点論に捧げられている。また、以下の引用は Quint. *Inst.* 7. 1. 41. からのものである。

111) 発想論に関するキケローの著作は挙げるまでもなからう。また、後註113) の部分も参照。日本語による解説としては、平野「予備知識」が有用である。

ことを軽視して、「レトリックらしい」修辭的な要素に偏重して再評価を行うという現代の営みもまた、伝統的なレトリックへの低評価とは違う形でバイアスがかかっているとも考えられるのではなからうか。確かに、論理的な要素は古代の法廷において現在ほどの重要な位置を占めていなかったかもしれないが、レトリック文献において質量ともに十分な扱いを受けていたこともまた事実なのであるから、その部分の検討が不十分なまま形成されつつある古代レトリックの新たな像は、やはり偏ったものになってしまうであろう。それゆえに、レトリックの中の論理的な要素に対してもさらに具体的な検討を進め、再評価を行っていく必要があるように思われる¹¹²⁾。

また、帝政後期に関する研究から出発した筆者の関心からすると、帝政後期におけるレトリック理論の変化という点からも、論理的要素への着目は重要な課題であるように思われる。キケローやクイーンティリアヌスにおいても論理的な要素は既に重視されていたものの、帝政後期の教科書的著作においては、議論の組み立ての技法である争点論に関する記述がなおいっそう大きな割合を占めるようになるからである¹¹³⁾。時代背景を含めたその理由の分析は容易ではないが、それだからこそなおのこと、古代レトリックの伝統の中における争点論をはじめとした論理的な要素の意義について、改めて検討しておく必要があるのではなからうか。

しかし、Winterbottom から数えたとしても30年以上も前に問題が提起されていながら、なにゆえにこの問題について具体的な検討が進まなかったのか、ということは考えてみる必要がある。もちろん、当時の法廷実践においては論理的な議論の構成よりもその他の要素の方が重要だったのだ、という認識はその理由として挙げられよう¹¹⁴⁾。しかしさらに重要なのは、弁論の論理的な組み立て技術の有用性それ自体が、具体的に分析・証明しづらい性質のものであ

112) J. Powell (ed.), *Logos*, pp. 1-8 (Introduction). の指摘も同様の趣旨である。

113) Leff, 'Material', pp. 75 f. における分析も参照。

114) しかし、もしそうであるならば、相対的に重要度が低いはずの論理的な要素について、何故に古代のレトリック学者があればほど長々と記述しているのか、という疑問が残ることは前述の通りである。

るという理由ではなからうか。反対に、例えば「修辞」という意味でのレトリックは、その性質上当然に、弁論や文章の外面に成果が現れてくるから、聴衆や読者にも認識しやすい。ほかにも、Parks らが強調した「衡平」といった具体的なトピックについては、*aequitas* といった特定の文言を鍵として存在を認識することができるため、これもまた検知しやすい。感情への訴えかけや、Bablitz の研究対象であった身振りなどの技術については、直観的な有用性の認識が容易であろう。しかし弁論の論理的な「骨組み」は、それが修辞によって外側から「肉付け」され、さらに衡平や感情への訴えかけなどの目に留まりやすいトピックの後景に退いてしまうからこそなおのこと、往々にして外部からの認識が難しい¹¹⁵⁾。大セネカが息子たち（その中には高名な哲学者である小セネカも含まれる）の求めに応じて模擬法廷弁論集を著したとき、書くことを求められていたのは弁論の枠組みや論理的な議論の部分よりも、弁論家たちの用いた様々な警句であった、という事情を述べているのも、まさにこの文脈において理解できよう¹¹⁶⁾（逆説的に言うならば、大セネカ自身は「それにもかかわらず」論理的な要素を著述に組み込んでいるのであるから、それだけその要素を重視していたとも見られるわけであるが）。

さらに法廷という世界においては、それらの「論理的」な枠組みを提供するものとして「(ローマ) 法学」というものも存在するため、両研究領域の狭間に陥って検討対象としては敬遠されてしまいがちであった。また、伝統的な法学との対立構造の中で議論されてしまうことにより、レトリックが論理的な役割を果たすという発想自体への疑いも向けられた¹¹⁷⁾。これらの複合的な事

115) Winterbottom, *Schoolroom*, pp. 63 f. も、弁論の枠組みが他の要素によってどの程度損なわれたのかという問題意識を持っている。

116) *Sen. Contr.* 1 pr. 21-22. ここでセネカは、同時代の弁論家であるラトローの得意とした弁論の組み立てを、分割 *divisio* の形で書き記すことを宣言している。しかしその一方で、書き記すことを望まれているのが警句 *sententia* であることに配慮して、分割に続くべき議論 *argumentatio* の部分については省略する、とも述べている。

117) この問題はとりわけ、後にⅢで紹介する、レトリックと法学の関係を重要なものとみる学説に対して、法学の側から出された強烈な拒否反応にも関係してい

情に目を向けるならば、レトリックのうち、論理的な議論の枠組みを提供する部分が有する意義を改めて検討するには、より踏み込んだ分析を可能とするアプローチが求められよう。

それでは、上述の目的を達成するために、レトリックのうちいかなる部分について検討を進めればよいのか。ここでの検討の基礎としては、古代のレトリック著作の記述も多く、Heath によってもギリシアレトリックの文献が詳細に読み進められている、争点論に、さしあたり着目すべきであろう¹¹⁸⁾。法廷で争いとなりうる問題群をその性質に従って分類し¹¹⁹⁾、分類された争点のそれぞれの性質にふさわしいやり方で議論を組み立てる¹²⁰⁾ことを教えるこの議論は、まさしくレトリックにおける論理的な要素をきわめて色濃く有しているからである。しかも、その基礎的な理論の内容それ自体については、既に概説書においても詳細に解説がなされているほどに研究の蓄積が存在するため、

ゝる。法学の世界からレトリックを追放するか否かがもっぱら争点となってしまうことで、レトリックにおける論理的な要素の存在をそれ自体としてどのように評価するかという問題がないがしろにされてしまった。

118) Heath, *Hermogenes* がそれについてはとりわけ重要である。

119) 分類の方法にはバリエーションが存するが、古典的なものとしては、事実の認定に関わる推定の争点 *coniectura*、法文などの文言の意味の確定に関わる定義の争点 *finitio*、行為の正当性に関わる性質の争点 *qualitas*、管轄問題などを含む手続的な問題にかかわる転移の争点 *translatio*、法文の解釈に関わる法文の争点 *legalis*（その中に、文言と意思の争点 *scriptum et voluntas*、曖昧性の争点 *ambiguitas*、矛盾する法文の争点 *leges contrariae*、類推の争点 *sylogismus* が含まれる）などがある。日本語で基本的な点について解説している文献として、平野敏彦「キケロ『発見・構想論』におけるレトリックの構想」*広島法学*16巻1号（1992年）207-249頁、とりわけ223頁以下。

120) それぞれの争点について、その争点が問題となりうる短い事例を提示し、それにふさわしい議論の実例を示すということが、教科書においてしばしば行われている。クイーンティリアヌスの著作については、*Quint. Inst.* 7 における多くの例を参照。また帝政後期の教科書については、例えば争点論を中心的に扱った Sulpicius Victor の著作を参照（K. Halm (ed.), *Rhetores Latini Minores*, 1863, pp. 313-352）。Heathによれば、ヘルモゲネース以降のギリシアレトリック文献においては、その扱いがより体系的になっているとされる。Heath, 'Teaching', pp. 105-109.

検討の基盤も十分に整えられていると言える¹²¹⁾。残されている問題はまさしく、この理論が法廷実践にとっていかなる有用性を持ちうるのかという接続の部分について、十分な検討が行われていないというところにある。そこで本章で紹介した先人の業績に照らすならば、実践に最も近い訓練として位置づけられうる模擬弁論について、その骨組みがどのようになっていたのかという点を争点論に照らしつつ解明する、という試みが意義を有するのではないかと考えられる（本稿のIVに該当する）。

しかしその前に、争点論を法との関係で扱うならば避けて通れないのが、法学とレトリックという研究分野である。その分野は、まさしくレトリックと法学の重なり合いが存在した論理的枠組みの部分、すなわち争点論を主たる題材の一つとして、分析を蓄積しているからである。というよりもむしろ、レトリックにおける議論の論理的な枠組みが有した意義に最も関心を示し、激しい議論を交わしたのが、まさにこれら法学の分野に属する人々であった¹²²⁾。

そこで以下においては、法学とレトリックの分野において積み重ねられてきた議論を再検討し、そこでは何が問題とされていたのかを改めて分析するとともに、法廷実践におけるレトリックの有用性を考えるうえで、主として法学者によるそれらの議論がどのような意義を持ちうるのか、ということを考えてみたい。

121) もっとも網羅的な概説書として、H. Lausberg, *Handbuch der literarischen Rhetorik*, 4. Aufl., Stuttgart, 2008, pp. 89-109を参照。また争点論の歴史的展開について詳しいのは、M. Hoppmann, art. Statuslehre, in: *Historisches Wörterbuch der Rhetorik*, Bd. 8, 2007, pp. 1327-1358.

122) Heath は、レトリック研究の側において最も争点論の検討を深めているが、この分野には積極的に分け入ってはいない。Heath, *Menander*, pp. 85 f.において、彼はローマ法学の世界を「非専門家は注意して分け入るべき領域」として特別視している。境界線上の問題を扱う本稿における文脈とは異なり、典型的なローマ法学の議論についてのコメントではあるが、ローマ法学が絡んだ場合の学際的な研究の難しさを象徴する一つの例ではあろう。

Ⅲ 法学とレトリック

1. 論争の始まり——Stroux の議論をめぐる展開

この研究テーマは、法学（とりわけ、ローマ法を中心とする法制史と法哲学）において20世紀に盛んな議論の対象となり、主流を占めることにこそ成功しなかったものの、現在に至るまで重要な一分野としての地位を確保している。このテーマのそのような隆盛は、1926年に著された一つの論文から始まった。ドイツの古典文献学者 Stroux による、*Summum ius summa iniuria* である¹²³⁾。ここで Stroux が題名として掲げたラテン語は、古代ローマにおける有名な格言「法の極みは不法の極み」である。そのため、論文の第一の課題として、Stroux はこの格言の古代世界における沿革を丹念に跡付けたのであるが¹²⁴⁾、彼の本題はそのような範囲にとどまるものではなかった。この格言の有する本質的な意味、すなわち「衡平 *aequitas*」という発想が、いかにしてローマ法学の中に入り込んだのか、という点の解明のために彼はこの論文を著したのであり、その論点こそが後の学界に「レトリックによって衡平という観念が法学に持ち込まれたのか否か」という大論争を巻き起こしたのである。

それでは、具体的にその内容を見ていこう。まず前提として、レトリックによる衡平という観念のローマ法学への導入、というテーゼが大きな意味を持ちえた背景には、早い時期のローマ法学の特徴としてしばしば「厳格な文言解釈」が挙げられるということがある¹²⁵⁾。Stroux は、共和政後期まで残り続けていたこの厳格な文言解釈の伝統¹²⁶⁾と戦い、衡平の理念による意思解釈（立

123) J. Stroux, 'Summum ius summa iniuria', in: J. Stroux, *Römische Rechtswissenschaft und Rhetorik*, 1949, pp. 7-66. 論文それ自体は、1926年に著されている。その経緯も含めた紹介と邦訳が、吉原達也「〈翻訳〉法の極みは不法の極み」日大法学79巻2号（2013年）、37-108頁にある。

124) Stroux, 'Summum', pp. 13-23. 邦訳51-58頁。

125) Stroux, 'Summum', pp. 53 f. 邦訳79-80頁。

126) そのような性質を有するものとしてのローマ法学は、より古い時代においては、古代レトリックの完成された体系性に比べて「未熟な理論」であったとさえ評価される。Stroux, 'Summum', p. 25, 邦訳60頁。

法者の意思、あるいは私的な文書であれば作成者の意思に基づく解釈)を法学へと導入したのが古代レトリックである、と主張したわけである。その際に彼が具体的な手掛かりとしたのが、古代レトリックの争点論であり¹²⁷⁾、その中でもとりわけ重要な意味を持たされたのが「文言と意思の争点」であった¹²⁸⁾。この争点は元来、解釈が争いの対象となっている法文について、文言に忠実に解釈するか、起草者の意思に拠って解釈するかという対立が生じる場合に関わるものであり、レトリック理論においては双方の立場からの議論が綿密に準備されている¹²⁹⁾。

Stroux によれば、元来は法廷で活動する弁護人の武器として活用されていたこの争点における衡平の重視という要素が、既に共和政後期において、レトリックの教育を通じて法学の中に入り込みはじめていた。そして彼は、キケローの伝えるクリウス事件やカエキーナ事件における帰結を、意思解釈に基づく衡平理念の勝利を象徴する場面として掲げつつ、ローマ法学の解釈において当事者の意思をも尊重する衡平の観念が支配的になっていったと主張したのである。彼のこの議論はさらに、衡平という一つの理念の導入という問題にとどまらない意味を持ちえた。すなわち、ローマ法学において意思解釈を通じたレトリックの影響が従前議論されていたのは、法学の衰退期であるとされてきた帝政後期のビザンツ法学についてのみであったところ¹³⁰⁾、それを大幅に遡らせるという可能性を開いたのである。より具体的にいえば、法学に対するレトリックの影響という現象が既に共和政後期において、しかも最も大きな影響力を伴って観察され、そこにおいてレトリック理論の影響を受けて確立された法学が、後の時代まで連続性を持って生き続けたのだという主張とつながったの

127) この分野に対してStroux は象徴的にも、「レトリックと法学の本来的な共通性を輝かせる体系」と称している。Stroux, 'Summum', p. 26, 邦訳60頁。

128) Stroux, 'Summum', pp. 41 ff. 邦訳70頁以下。

129) Stroux も、レトリック理論の説くところから従った説明を加えている。Stroux, 'Summum', pp. 33-38, 邦訳64-68頁。

130) 従前の学説においてはしばしば、意思解釈(らしきもの)に言及した法文への interpolatio の指摘という形で議論が進められていたとされている。Stroux, 'Summum', pp. 59 f., n. 104. 邦訳106頁, 註104。

である¹³¹⁾。

以上のような Stroux の主張に対しては、熱烈な賛成から厳しい反対まで、当時のローマ法学の世界から様々な反応が寄せられたが¹³²⁾、その詳細に立ち入ることは本稿の本来の任務ではなかろう。ただし、ローマ法学の学説史を追う目的は持たない本稿の問題意識からしても、Stroux の所論がローマ法学の世界において主流とならなかった（学問的な）理由の具体的な分析は有益となりうる。レトリックと法学の交錯する領域において、レトリックの有する論理的な要素についていかなる評価の相違が見られたのかという点に関わるからである。

Stroux の所論が厳しく批判され、ローマ法学の主流に至らなかった根本的な原因の一つは、例えばクリウス事件において示されたような、「権威ある法学者の厳格な文言解釈に対抗する、弁論家の衡平に基づく意思解釈」という対立的な図式を、過度に一般化した上で構築された立論であると思われたことにある¹³³⁾。法学者の側から見れば、衡平という発想が共和政後期のレトリックの専売特許であるかのような立論を受け入れるには、より具体的な証拠が必要であると映ったであろう¹³⁴⁾。また逆に、レトリックの側からしても、意思解

131) この点で、Stroux の主張を最も広範な理論へと昇華しようとしたのが、Riccobono であるという評価になろう。彼は、Stroux の著作のイタリア語版にも序言を寄せており、それは Stroux, 'Summum', pp. 67-80 にも収録されている。

132) 吉原邦訳にも、その間の学説状況については簡潔にまとめられているが、より詳しく学説の流れを把握するために有益であるのは、真田芳憲「共和政末期における弁論術 Rhetorik と法学の解釈方法」法学新報74巻2・3号（1967年）122-198頁、とりわけ133頁以下、及び西村隆誉志『ローマ損害賠償法理論史』愛媛大学法学研究叢書（1999年）、とりわけ第2部第3章「制定法解釈の方法」63-93頁。また、日本において Stroux の所論に影響を受けて進められた議論として、武藤智雄「ことばと意思（一）（二・完）」阪大法学第21号（1957年）1-34頁、第23号（1957年）1-22頁がある。

133) あくまでも、後の学説によってそのように受け取られたというのが正確であり、Stroux 自身の意図には沿わない可能性もあるように思われるが、その議論は本論から逸脱するのでひとまず措く。

134) 西村『理論史』76頁に、そのような指摘をなす法学者たちの学説がまとめられている。

積と衡平の発想を結びつけた上で、それがレトリックによって導かれた時代精神として共和政後期の法学を支配したとみる議論は、争点論の本来の機能に必ずしも沿っていないようにも思われる。Stroux 自身でさえ、争点論について概説している箇所においては前提としているようにも見えるが¹³⁵⁾、本来の争点論は、弁論家がいずれの側に立っても議論できるための技術として用いられるものであり、あくまでも当事者やその弁護人の立場から、厳格な文言解釈が自らの側にとって有利であればそちらを用い、意思解釈が有利であればそちらを用いる、という融通無碍な活用にこそ本質がある¹³⁶⁾。まさにそれは文言「と」意思の争点なのであり、「文言に優越する意思（衡平）」という一般的な図式は、古代のレトリック文献そのものの中からは見出すことができない¹³⁷⁾。衡平という観念に大きな価値を見出し、それを法学の世界も含めた時代の精神基調と結び付けることで成り立つ Stroux の図式は、レトリック文献それ自体の検討からというよりもむしろ、共和政期における市民による自由な議論の繁栄、という物語から構想されているように思われる。そして、その状況が帝政期には失われていくことを彼が前提としている以上は¹³⁸⁾、衡平の理念が法学に注入されるのは、法廷において自由な弁論が行われていたとされる、共和政後期においてでなければならなかったのであろう¹³⁹⁾。しかしこの図式それ自

135) Stroux, 'Summum', pp. 31-40, 邦訳63-70頁。

136) まさしく Stroux も指摘している通り、クリウス事件において厳格な文言解釈の立場を採ったスカエウォラも、レトリック的な「文言と意思の争点」を用いた立論を（文言を重視する立場から）行ったとさえ考えられるのである。Stroux, 'Summum', p. 45, 邦訳73頁。

137) もちろん、クリウス事件におけるように、具体的な争訟の場面において、一方当事者の側に立つ弁論家によって「自己の有利となるように」衡平の優位が主張されるケースがあることは当然である。

138) Stroux, 'Summum', p. 50, 邦訳78頁。他にも随所で、この著作の書かれた時代の標準的な理解を反映した、帝政期レトリックへの低評価があらわになる。例えばクイーンティリアヌスの評価について、Stroux, 'Summum', p. 63, n. 110, 邦訳107頁, 註110。

139) そしてこの共和政期を偏重する歴史感覚は、半世紀以上の時を超えて、前項で見た Crook の所論により説得的に反駁されることになる。ただし Crook は、この法学とレトリックという議論自体に対しては、スタンスを明確にしているわ

体、先にも述べたようにレトリックに基づく弁護が帝政期以降も繁栄し続けたという理解が広がった現時点においては、必然性を失ってしよう。

また、もう一つの重要な問題点は、レトリックの影響を具体的な法学者の著作から見出すことの困難性であった。Stroux 自身の著作においては、法学者の著作を個別に検討したうえでレトリックの影響を読み取るという具体的作業の段階には至っておらず¹⁴⁰⁾、そのことは彼の仮説に対する法学界からの反駁を容易なものとした。実際、古代ローマの法学者の著作の中に、レトリック文献の争点論にみられるような用語法を直接に採用しているものはほとんど存在していない。それゆえ、Stroux が強調する共和政期の弁論史料に見出される「レトリックの勝利」がいかにかの当時の具体的状況において重要なものであったにせよ、レトリックの理論は法学者の議論それ自体に根本的な影響を与えるものではなかった、という主張は自然な説得力を帯びた¹⁴¹⁾。

最後に、歴史的な現象としてレトリックの法学への影響を主張するとき常に問題になるのが、レトリック（の例えば争点論）において法学における解釈技法と類似した技法（例えば文言解釈と意思解釈）が教えられているという事実を指摘できたとしても、それが単なる偶然の一致によるものではなく、真にレトリックの影響に基づいたものであると証明することは困難だという点である¹⁴²⁾。確かに、当時の教養あるローマ人として、法学者はレトリックの教育を受けているはずである。しかし法学者である以上は当然に、彼は何らかの形で法学の教育をも受けているわけであるから、彼の解釈技法がレトリックにこ

ゝけではない。前掲註68を参照。

140) Stroux, 'Summum', pp. 65 f., 邦訳87-88頁では、ユースティニアヌスの法典に収録された法文のうちからは一般的な法解釈技術を読み取ることはできないが、それは帝政後期における解釈の公権的独占（と interpolatio）の問題であるとする。そして、法学において元来は活発な解釈活動が存在しており、それはレトリック的な解釈理論と密接な関係にあったはずである、とあくまで抽象的なレベルで想定する。

141) 西村『理論史』76-77頁に紹介されている学説を参照。

142) 一般的には、西村『理論史』79-81頁にまとめられている法学者の反駁を参照。より詳細には、本章において後にも議論する。

そ由来すると証明することは誠に困難である。さらには、レトリックと重なる部分もあるが全く異質視される部分もある、弁証術 *dialectic* との関係はどう考えるかという難問も立ちはだかる。後に紹介する、法学文献のより具体的な検討に基づく最近の研究成果においても、この因果関係の証明の難しさは常にハードルとなっているように思われる。

これらの指摘に対して、Stroux の設定した広範な戦場をすべて防衛できるだけの有力な再反論を提起するのは、おそらく困難であった。そして実際のところ、その後の学説の展開を見ても、共和政後期におけるレトリックによるローマ法学一般に対する影響、というテーゼは、その本来的に想定されていた広範な妥当領域のままに生き残ることはできなかつたように思われる¹⁴³⁾。

しかしながら、Stroux の所論の中で最も広範に影響を及ぼす仮説には無理があった、ということのみをもって、彼の所論すべての効力が失われるということはない。むしろ Stroux の重大な影響力は、彼自身の本来的な構想とは異なる形をとって、法学の世界に波及していくことになる（それゆえに、引き続いて以下で紹介していく諸研究は、Stroux の著作を直接かつ第一次的な淵源として有するものには限られない）。その際に留意しておくべき事柄として、以下にいくつかの重要な参照点を挙げておく。

第一に、Stroux の決定的な功績として、法学の世界にレトリックの争点論を明確なトピックとして導入したことが挙げられる。Stroux 以前にそのような構想がなかったわけではないが、後世の学説に与えたインパクトが彼の構想力によって大きなものとなったことは否定されえない¹⁴⁴⁾。しかも、争点論の本来的な意義であるところの当事者視点の議論の構成という点についても、前述した通りに Stroux は理解を示しており、意思＝衡平＝弁論家という単純な図式のみで思考していたわけではない。それゆえ彼の著述には、もっぱらレト

143) 西村『理論史』82頁にも述べられているように、そのような Stroux の最も一般的な仮説は「克服」されたと言っても誤りではないと思われる。

144) Stroux 以前の文献については、U. Wesel, *Rhetorische Statuslehre und Gesetzesauslegung der römischen Juristen*, 1967 の網羅的な文献目録が詳しい。

リック理論を法学にとって都合の良い形で利用したというのではなく、争点論というレトリックに固有の論理的要素を、法学の世界においても有用なものとして紹介したという側面が存在している。その点で、とりわけレトリックの論理的な要素について、後のレトリック再評価の文脈に接続しあるいはその不足を補うものとしても、彼の業績は大きなものと言えよう。

次に、彼の著作に不足していた個別的な法学文献の分析という点が、後のローマ法学の世界において大いに取り上げられ、検討が深化していったということが重要である。ただしそのことによって、彼の本来の構想であった共和政後期の時代精神との繋がりは薄められ、むしろ古典期の法学者の著作とレトリック理論の関わりが論じられていくことになった。

そして最後に、法文の争点への着目という点が、重要な特徴として後の議論の方向性を規定した¹⁴⁵⁾。彼は元来古典学者であり、法廷実践という視点からレトリック理論の分析を行うこともありえたのであろうし、そのような姿勢がうかがえる記述もないではないが¹⁴⁶⁾、結局のところは法解釈という問題領域にとどまることになった。そのため、その際の道具概念は、争点論の中でもあくまで法文の争点に限定されており、法廷実践においては同等以上に重要なものとなりうるそのほかの争点（事実認定に関わる推定の争点、文言の意味の確定に関わる定義の争点、行為の正当性に関わる性質の争点、手続的な問題に関わる転移の争点）についてはほとんど実質的な議論がされなかった。この点は、後の学説における検討の限界性をも、相当の長きにわたって規定し続けることになる。

以上の諸点に留意しつつ、次項では Stroux 後の重要な学説の展開について

145) 争点論に関する彼の説明が、法文の争点に属する四つの争点に限定されていることは明らかである。Stroux, 'Summum', pp. 31-40, 邦訳63-70頁。

146) 例えば、Stroux, 'Summum', pp. 26 f., 邦訳60-61頁。「弁論家が「模擬法廷弁論 controversia」や実務における法廷弁論の現実的課題のために「事案の争点 status causae」をはじめ吟味すると、レトリック理論は細部に至るまではりめぐらされた網の目の中から、具体的ケースで適用可能な論拠の一般的形態を提供してくれる」（筆者註：基本的には邦訳により、ラテン語の訳のみ本文に合わせて修正した）、と Stroux は述べており、争点論の本来的な総合性を捉えている。

見ていきたい。そこで、本稿の問題関心との関係において取り扱われるべき重要な学説の潮流としては、大別して二つのものが存在する。一つは、ローマ法学を題材の一つとするレトリック的法哲学（法学方法論）の分野であり、もう一つは、古代のローマ法学に対するレトリックの影響について、法学者による個別の著作等に着目して、より具体的に解明するというローマ法学の試みである。